

秋田市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年4月1日